大村益次郎没後１５０年事業実行委員会規約（案）

（目的）

第１条　鋳銭司で誕生した明治維新の先覚者大村益次郎が明治２年（１８６９年）に亡くなってから平成３０年（２０１８年）が数えの１５０年の節目の年となることから大村益次郎の業績を顕彰するため記念事業等（以下「事業」という。）を行う。

（名称）

第２条　前条の事業を行うため「大村益次郎没後１５０年事業実行委員会」（以下「実行委

員会」という。）を鋳銭司自治会に置く。

（事務所）

第３条　実行委員会の事務所を鋳銭司自治会事務局内に置く。

（組織）

第４条　実行委員会の組織はこの規約（以下「規約」という。）によるほか、別に定める「大村益次郎没後１５０年事業実行委員会実施要領」による。

（役員の選任等）

第５条　実行委員会の委員は、以下のとおりとする。

（１）会長　　　　１名

（２）副会長　　　３名

（３）常任理事　　若干名

（４）理事　　　　若千名

（５）書記　　　　１名

（６）会計　　　　１名

（７）監事　　　　２名

２　実行委員会の役員の選任は、以下のとおりとする。

（１）会長、副会長、常任理事、書記、会計は理事の互選とする。

（２）理事及び監事は、鋳銭司自治会の理事会が推薦し、鋳銭司自治会の会長が委嘱する。

３　実行委員会の役員は、以下の任務を遂行する。

（１）会長は、この会を代表し、その一切の会務を総理する。（総理：すべてをとりまとめて管理すること）

（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代理する。また、会長の命を受け、担当会務を掌理する。（掌理：ある仕事を担当してとりまとめること）

（３）常任理事は、会務を運営する。（運営：団体などの機能を発揮させることができるように組織をまとめて動かしていくこと）

（４）理事は、会務を執行する。（執行：実際に行うこと）

（５）書記は、実行委員会に関する一切の記録業務を遂行する。

（６）会計は、実行委員会の出納その他の会計事務を掌る。

（７）監事は、会計を監査する。

４　実行委員会に、総会の承認を得て会長が委嘱する顧問を置くことができる。なお、顧問は実行委員会の重要事項について会長の諮問に応じる。

（業務の内容）

第６条　実行委員会は以下の業務を行う。

1. 事業を計画し実施する。
2. 事業の予算および決算に関する業務を行う。
3. 事業の助成に関する業務を行う。
4. その他事業に必要な事項に関する業務を行う。

（役員の任期）

第７条　役員の任期は事業が終了する年度の末日までとする。

（総会の開催）

第８条　総会は毎年度１回以上開催する。臨時総会は以下の場合に開催する。

　（１）委員の３分の１以上から会議の目的を示した書面により請求があった場合

　（２）監査が不正な事実を発見し報告するために招集する場合

　（３）その他会長が必要と認めた場合

２　前項の規定により請求があった場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。

３　総会または臨時総会を招集する場合は会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により委員に通知しなければならない。

（総会の議決方法）

第９条　総会または臨時総会は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

　２　総会または臨時総会では前条第３項によりあらかじめ通知された事項につい

てのみ議決することができる。但し、緊急を要する事項についてはこの限りで

ない。

　３　総会の議事は次条に規定するものを除き、出席した委員の過半数によって決し

可否同数の時は議長が決するものとする。

　４　総会で決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成し、その写し

を委員全員に配布するものとする。

（特別議決事項）

第１０条　以下の各号に掲げる事項は、総会において出席者の３分の２以上の多数に

より決するものとする。

1. 規約の変更
2. 実行委員会の組織の変更

（運営委員会）

第１１条　実行委員会に、会長、副会長、顧問、常任理事、書記、会計及びその他会長が必要と認めた者で構成する運営委員会を設置することができる。なお、運営委員会は総会に付すべき事項や、その他会長が必要と認めた事項について審議する。

（分科会）

第１２条　実行委員会に、事業を推進する機関として分科会を置くことができる。

（事業および会計年度）

第１３条　実行委員会の事業および会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１

日に終わる。

（費用）

第１４条　実行委員会の費用は、寄付金その他をもって充て、その会計に当たってはそれぞれ区分して管理する。

（細則）

第１５条　この規約に定めのない場合は実行委員会で合議の上、決するものとする。

実行委員会の運営上必要な場合、別に「細則」を定めることができる。

附則

　この規約は平成２７年８月２８日から施行する。